

鳥取県雇用施策実施方針

平成27年度

鳥 取 県
鳥 取 労 働 局

平成27年度 鳥取県雇用施策実施方針

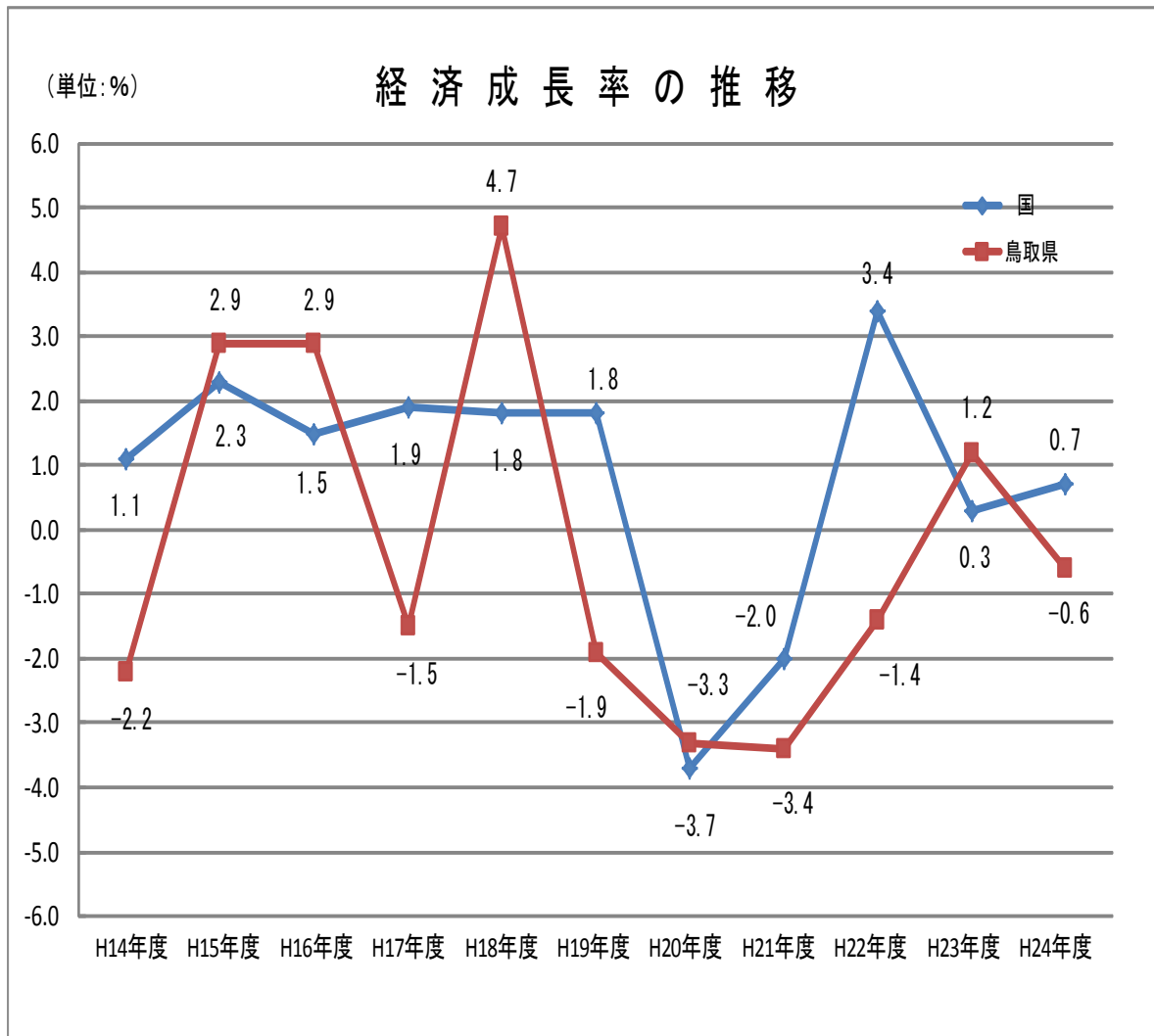
目 次

第1	趣旨	・・・・・・・・・・	1
第2	現下の経済・雇用情勢	・・・・・・・・・・	2
第3	平成27年度の主な雇用施策	・・・・・・・・・・	3
1	雇用機会の確保と求人・求職のマッチングの推進	・・・・・・・・・・	3
2	若者の活躍推進・正規雇用の拡大	・・・・・・・・・・	5
3	女性の活躍推進	・・・・・・・・・・	7
4	障がい者などの雇用対策の推進	・・・・・・・・・・	8
5	働き方改革の実現	・・・・・・・・・・	10
第4	雇用施策に関する数値目標（再掲）	・・・・・・・・・・	11

第1 趣 旨

この鳥取県雇用施策実施方針は、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第13条第1項に基づき、鳥取労働局及び県内ハローワークにおける職業指導及び職業紹介等雇用に関する施策の方針に関して、鳥取県知事の意見を聞いて当該年度の方針を定めたものです。

平成27年3月11日に締結した「鳥取県雇用対策協定」は、鳥取県の講ずる雇用対策、産業振興策及び福祉施策等と鳥取労働局の雇用施策との密接な連携を実現するものであることから、平成27年度は同協定に基づく事業計画を当該方針といたしました。今後、鳥取労働局と鳥取県との協力のもとに、県内企業の活力を維持・改善し、雇用情勢の改善及び誰もが安心して働ける全員参加型社会の実現に向けて、一体となって取り組むこととします。



出所：内閣府・国民経済計算
県・鳥取県県民経済計算

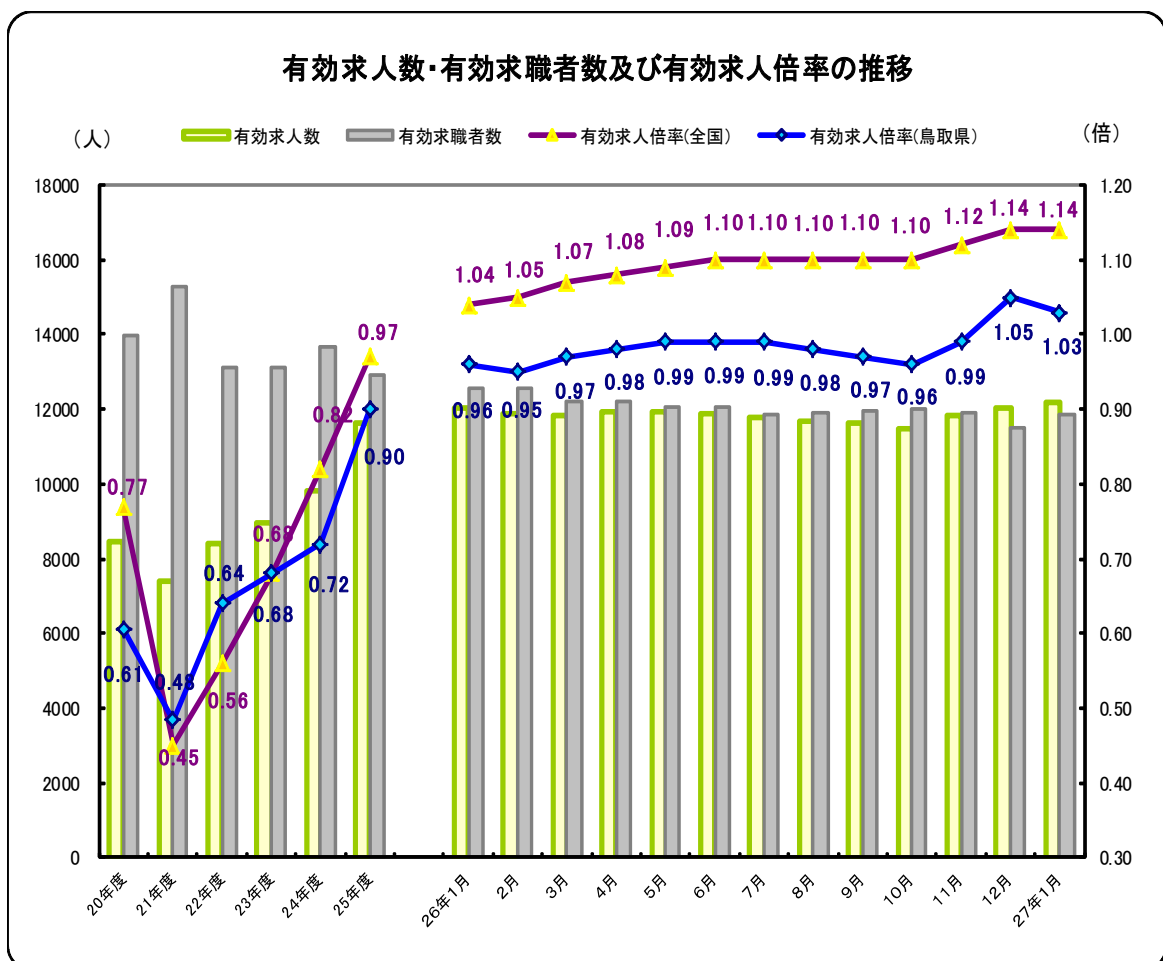
第2 現下の経済・雇用情勢

鳥取県地域振興部統計課が平成27年2月2日に公表した「鳥取県の経済動向」によると、県内の11月～12月の消費動向は、乗用車で軽自動車の新車効果が見られ前年同月比プラスに振れるも大型小売店、ホームセンター・家電量販店で消費増税以降のマイナス基調が続くなど、依然として低調な動きにある。

また、生産動向は、主要業種である食料品、電気機械が減産となり、電子部品・デバイス、パルプ・紙・紙加工が増産となった。全体としては、一部工場の設備点検が終了したことによる大幅な増産などがあり、3か月ぶりに前月比がプラスとなった。在庫指数の上昇傾向など先行きに懸念もあるが、基調は引き続き持ち直しの動きにある。

このところ弱さが見られた生産面を含む多くの指標が上振れ、基調としては一進一退しつつ持ち直しの動きが続いている。しかし、先行指数はなお低下傾向にあり、景気の先行きには懸念が残る。

一方、平成27年1月の有効求人倍率（季節調整値）は、前月を0.02ポイント下回る1.03倍となったものの、2か月連続で1倍を超えるなど、県内の雇用情勢は、改善傾向にある。



第3 平成27年度の主な雇用施策

- は県と共同した取組
- ◎は県独自の事業で連携する取組
- は労働局（ハローワーク）独自の事業で連携する取組

1 雇用機会の確保と求人・求職のマッチングの推進

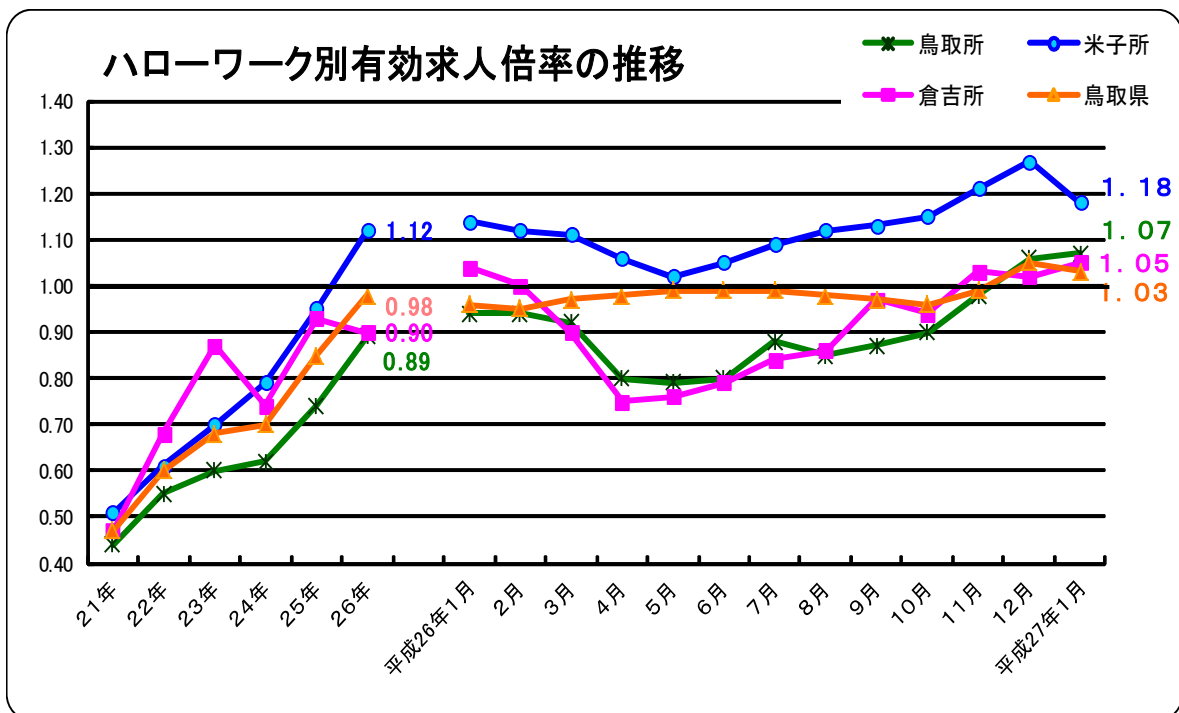
(1) 現状と課題

県内の有効求人倍率（季節調整値）は、平成26年1月の0.96倍から、消費税の増税に伴う影響によりしばらく足踏み状態であったものの、12月に16年10か月ぶりに1倍を超え、平成27年1月には1.03倍まで回復する等、雇用情勢は改善傾向にある。

また、地域別に有効求人倍率（原数値）を見ると、東部地区では、26年1月の0.94倍から27年1月には1.07倍に、中部地区では1.04倍から1.05倍に、西部地区では1.14倍から1.18倍に上昇するなど、それぞれの地区で改善している。

なお、県内の正社員の有効求人倍率（原数値）は0.63倍で、全国平均0.76倍を下回っており、地域別では、東部地区0.53倍、中部地区0.61倍、西部地区0.76倍と、地域間格差が大きくなっている。

このように、県内の雇用情勢は改善傾向にあるものの、依然として求人倍率は、全国値を下回っており、地域間格差もみられることから、県等と連携し雇用機会の創出に努めるとともに、良質の求人の確保と再就職支援及び人手不足分野における人材確保に全力をあげる必要がある。



(2) 主な取組

- ア 成長分野などにおける雇用創出・人材確保及び人材育成の推進
- 誘致立地後の企業の人材確保がスムーズに進むことなどを目的とした産業政策と一体となった雇用創造の支援強化及び人づくり支援
 - 成長分野等における積極的な雇用創出・人材育成・就職支援
 - 鳥取県と鳥取労働局の雇用連絡会議等による連携強化
- イ 人手不足分野における人材確保・育成対策の推進
- 雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の推進
 - 潜在有資格者等の掘り起し・マッチング対策の強化
 - 県と連携した人材不足業種への人材確保の支援
 - 人材不足分野における公共職業訓練等の拡充
- ウ 良質求人確保等
- 正社員求人、多くの求職者が希望する求人に重点を置いた求人開拓の実施
 - 雇用関係給付金の活用による求人開拓の実施
 - 県・市町村産業振興施策との緊密な連携による誘致企業及び創業・事業拡大企業等の県内企業求人確保
- エ 再就職支援
- 担当者制による職業相談
 - 個別求人開拓の実施
 - 就職支援セミナーの充実
 - 鳥取県ふるさとハローワーク八頭及び境港における就職支援
 - ふるさとハローワークにおける雇用保険業務の段階的实施
 - 大量離職事案発生時における緊急雇用対策会議等による県・市町村等と連携した対策の実施
 - 公共職業訓練及び求職者支援訓練を活用した就職支援
 - ◎ ミドル・シニア仕事ふらざにおける就職支援

(3) 目標値

☆	有効求人倍率	全国平均以上
☆	正社員有効求人倍率	全国平均以上
☆	正社員求人数	対前年度2.5%増以上
☆	就職件数(常用)	13,300件以上

2 若者の活躍促進・正規雇用の拡大

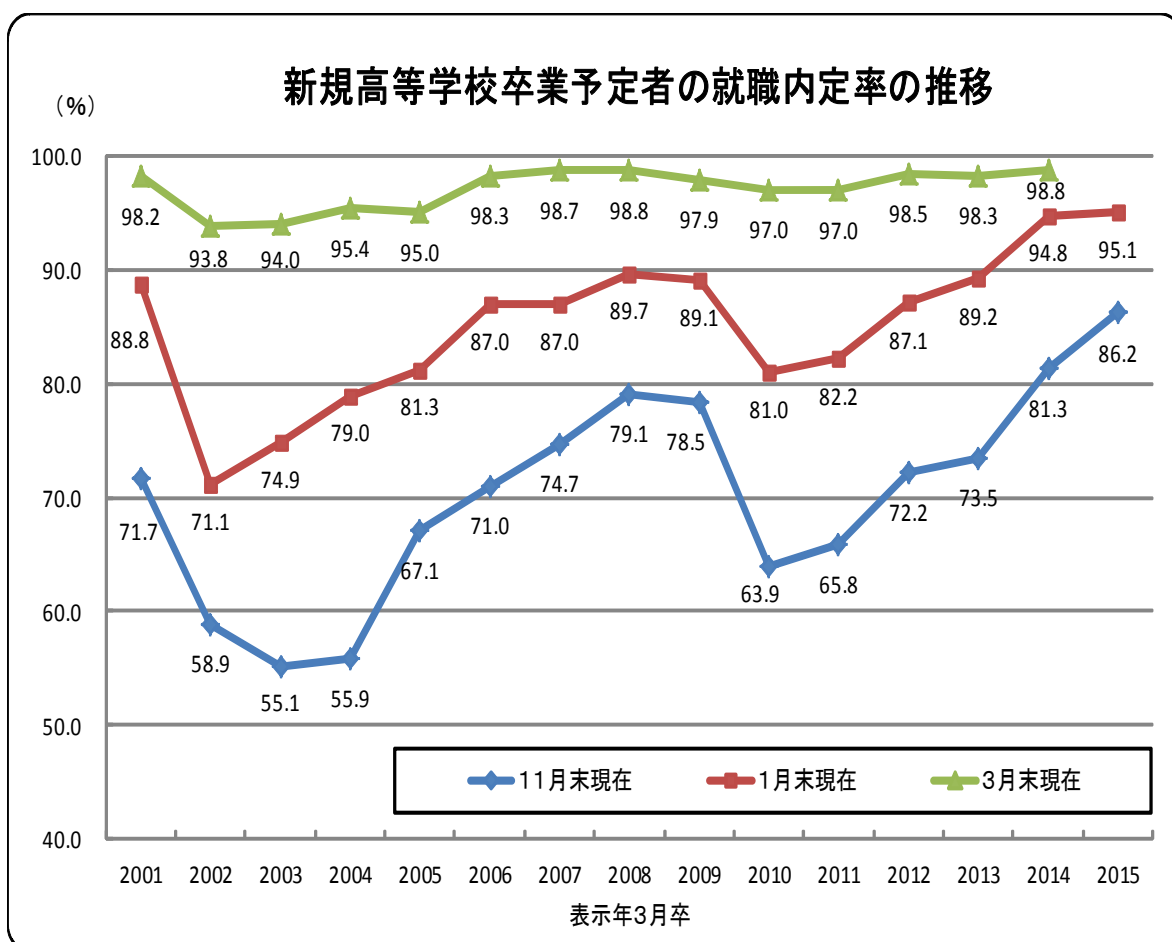
(1) 現状と課題

新規高等学校卒業予定者の就職状況については、求人倍率、就職内定率ともに前年同期を上回り、着実な就労環境の改善がみられる。

一方、新規高等学校卒業者の離職状況について、卒業後3年以内に離職する者の割合は、平成23年3月卒業で離職率が42.9%と全国(39.6%)よりも高くなっている。早期離職の問題は、企業、地域経済の発展に影響を及ぼすものであり、「新卒者の早期離職防止」に向けた対策は、喫緊の課題である。

このため、平成28年3月新規学卒者への就職支援を重点的に行うことはもとより、県及び県教育委員会と連携したキャリア教育、職業意識形成支援を更に強化するとともに、企業訪問等による個別の定着指導も強化する。

また、正社員として働ける機会がなく非正規で働いている若者などが多く存在しており、これらフリーター等の非正規雇用労働者に対するキャリアアップ、正社員転換などの支援を積極的に推進する必要がある。



(2) 主な取組

- ア 新規学校卒業予定者及び既卒者に対する就職支援の推進
- 「インタラクティブ・ミーティング in 東京」の開催による県内企業への就職促進
 - 経済団体・個別事業主等への求人拡大の要請
 - 求人開拓や就職面接会の開催
 - 新卒者就職応援本部の活用による関係機関等の連携
 - 新卒応援ハローワーク等による新卒者（卒業3年以内の既卒者を含む）の就職支援の推進
 - 高校・大学等と連携した新規学校卒業予定者の未内定者の早期把握・未就職卒業者の実態把握
 - 若者応援宣言事業の推進
 - 学卒ジョブサポーターによる就職支援の実施
 - 県教育委員会が配置した就職支援相談員（キャリアアドバイザー）とハローワークの学卒ジョブサポーターの連携した就職支援
 - 職業意識形成支援の積極的推進
 - ・大学等、鳥取県教育委員会との連携の強化
 - ・高校生に対する就職ガイダンスの実施
 - ・高校内企業説明会の実施
 - ・中学・高校が実施する各種職業セミナー、職場見学等の取組に対する支援
 - 定着促進のための集団指導及び個別指導の強化
 - 就職・採用活動開始時期の変更に対する対応
 - ◎ 「キャリアプランニングスーパーバイザー」の配置
 - ◎ 「鳥取県キャリア教育推進協力企業」の認定
- イ フリーターなど非正規雇用労働者の正規雇用化の推進
- ハローワークによる就職支援の強化
 - 若者応援宣言事業の推進（再掲）
 - とっとり・よなご若者仕事ふらざ（ジョブカフェ）及び併設ハローワークにおける就職支援
 - 鳥取県地域共同就職支援センター（名称：くらよし若者仕事ふらざ）における国と県との一体的実施による就職支援
 - とっとり・よなご若者サポートステーションとの連携による就職支援
 - 若者への職業能力開発機会の提供
 - キャリアアップ助成金、トライアル雇用奨励金等の活用・支援
 - ◎ 若年者就職・定着一貫支援の実施（講習、職場体験、定着等を組み合わせた支援）

(3) 目標値

- ☆ 高卒内定率98.5%以上とし、前年度を下回らない。
(平成28年3月卒業予定者)
- ☆ フリーターなどの正規雇用件数 2,349件以上
- ☆ 各若者仕事ふらざ（ジョブカフェに限る。）の利用者数、3カ年平均以上
- ☆ 各若者仕事ふらざ（ジョブカフェに限る。）の就職件数、3カ年平均以上

3 女性の活躍推進

(1) 現状と課題

「平成24年就業構造基本調査」によると、鳥取県の雇用者に占める女性の割合は47.8%であり、15歳以上の女性人口に占める有業率は49.2%である。一方、管理的職業従事者に占める女性の割合は12.1%となっている。

また、賃金構造基本統計調査によると、平成26年、鳥取県の一般労働者の所定内給与額の男女間賃金格差は、男性を100とした場合女性が79.0となっている。

労働者が性別により差別されることなく、その能力を十分に発揮するためには、男女雇用機会均等法の履行確保及び関係法令の周知を図るとともに、企業におけるポジティブ・アクションを推進する必要がある。

また、出産・育児により離職した女性に対する再就職・再就業支援を推進する必要がある。

(2) 主な取組

- ア 男女均等取扱いの確保徹底とポジティブ・アクションの促進
 - 性別を理由とする差別的扱いや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いへの厳正な対応
 - 個別事業主等に対するポジティブ・アクションの取組の要請
 - 「輝く女性活躍加速化とっとり会議」を通じた取組促進
 - 女性の活躍推進実施企業の好事例の周知(均等・両立推進企業表彰等)
- イ 子育てする女性等に対する再就職支援の充実
 - ハローワーカーにおける「マザーズハローワーク事業」の推進
 - ・ 地方公共団体等との連携による保育関連サービス情報の提供
 - ・ 託児付きセミナー等の実施
 - 県の「米子レディース仕事ふらざ」との一体的実施による運営
 - ◎ 「レディース仕事ふらざ」における女性を中心とした就業支援
 - ・ 総合的就業支援、スキルアップ研修の実施
 - ・ 育休・産休代替え職員の派遣
- ウ 女性の創業支援
 - ◎ 女性の起業ファーストステップセミナーの開催

(3) 目標値

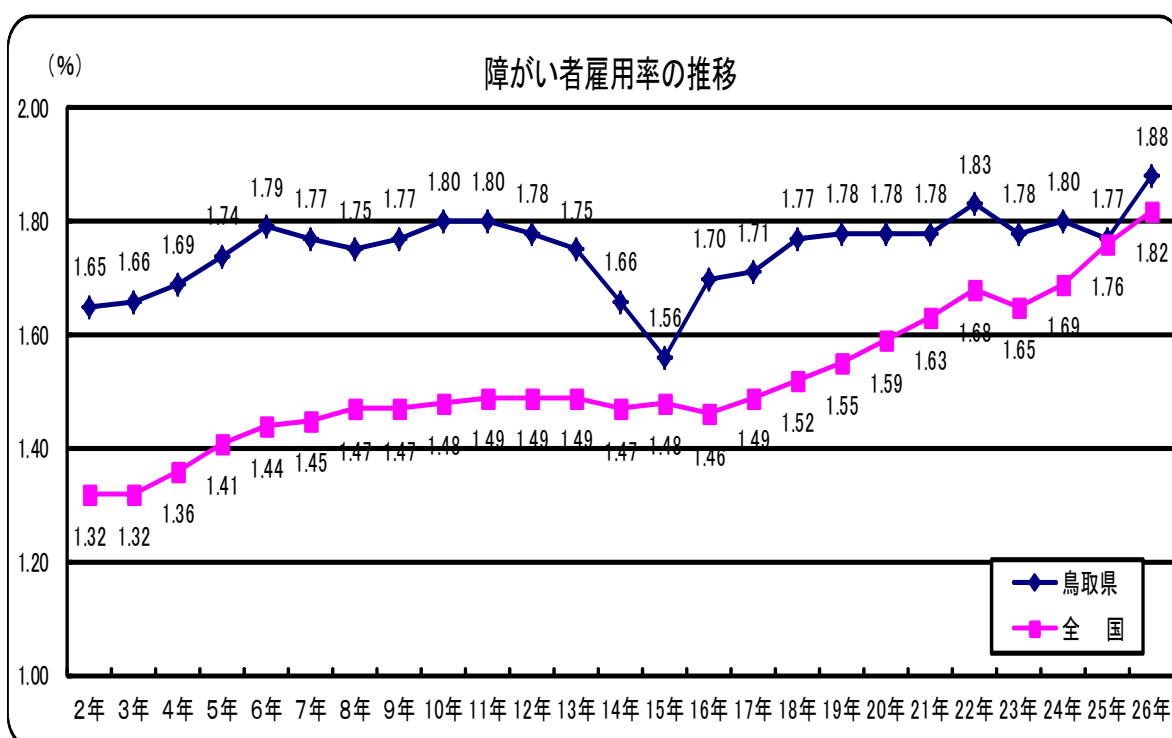
- ☆ 301人以上規模事業主(県内本社)に女性の活躍促進の取組を求める。
42社(27年2月末現在)
- ☆ マザーズハローワーク事業の重点支援対象者の就職率
87.5%以上

4 障がい者などの雇用対策の推進

(1) 現状と課題

平成26年6月1日現在の障がい者雇用率は1.88%と、過去最高となったものの、5割弱（50人以上規模）の企業において法定雇用率が未達成となっている。このため、精神障がい、発達障がい等障がい特性に応じたきめ細かな対策を講じて行く必要がある。

また、近年ハローワーク窓口において、精神障がい及び発達障がいの求職者が増加していることから、雇用と福祉、医療の連携による総合的な雇用支援が重要となっている。



(2) 主な取組

ア 中小企業に重点を置いた雇用の促進

- 法定雇用率未達成企業における支援等の実施
- 雇用納付金制度の対象事業主拡大に対応した（独）高齢・障害者・求職者雇用支援機構との連携
- 県と連携した未達成企業是正への取組

イ 障がい者雇用の更なる促進のための環境整備

- 福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業の実施
- 雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の推進
- 障害者就業・生活支援センターと連携した職場定着の推進

5 働き方改革の実現

(1) 現状と課題

労働者の健康確保、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、女性の活躍推進等の観点から、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進をはじめとした「働き方改革」を進めていくことが求められている。働き方改革を通じて仕事と生活の調和や生産性の向上を推進し実現することは、地域の社会経済の維持・発展にも資するものである。

また、男性の育児休業取得率は低く、男女が共に仕事と育児・介護の両立ができる環境の整備が必要である。

(2) 主な取組

- 県内企業に対する長時間労働削減、休暇取得促進等に向けた働き方改革の周知・啓発
- 地方自治体等との協議による地域レベルでの年次有給休暇の取得促進に向けた取組及び働き方・休み方の見直しに向けた周知広報等の取組
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する各種制度の周知（共同セミナーの開催、リーフレットの活用等）
- 働きがいのある人間らしい仕事（ディーセントワーク）の実現に向けホームページ等での周知・啓発
- 労働時間の見直し等業務の改善に取り組む事業主への助成金等による支援
- 最低賃金引上げのための環境整備及び最低賃金の遵守の徹底
- 育児・介護休業法等、仕事と家庭の両立支援制度や男性の育児休業取得に関する周知及び助成金・奨励金等による支援
- ◎ 男女共同参画推進企業認定制度等を通じた企業の仕事と家庭の両立に配慮した職場環境づくりの支援
- 次世代法に基づく認定マーク「くるみん」の取得促進

(3) 目標値

☆ 「くるみん」認定企業

4社

第4 雇用施策に関する数値目標 (再掲)

1 雇用機会の確保と求人・求職のマッチングの推進

有効求人倍率	全国平均以上
正社員有効求人倍率	全国平均以上
正社員求人数	対前年度2.5%増以上
就職件数(常用)	13,300件以上

2 若者の活躍推進・正規雇用拡大

新規高等学校卒業予定者就職内定率 (平成28年3月卒業予定者)	98.5%以上として、 前年度を下回らない
フリーターなどの正規雇用件数	2,349件以上
各若者仕事ふらぎ(ジョブカフェに限る。)の利用者数	3カ年平均以上
各若者仕事ふらぎ(ジョブカフェに限る。)の就職件数	3カ年平均以上

3 女性の活躍推進

女性の活躍推進の取組を求める企業数	301人以上規模事業主 (県内本社) 42社
マザーズハローワーク事業の重点支援対象者の就職率	87.5%以上

4 障がい者などの雇用対策の推進

障がい者就職件数	ハローワークによる 障がい者の就職件数 を前年度以上
障がい者就業者数	平成24年度末2,196人 →平成28年度末 3,300人
精神障がい者雇用率	平成30年6月1日現在 0.36%以上

5 働き方改革の実現

「くるみん」認定企業	4社
------------	----